

7 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

(1) 全国平均貸与価格、貸与価格の上限について

★ 対象サービス…（介護予防）福祉用具貸与

①福祉用具貸与価格の上限設定等

平成 30 年 10 月より、商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限設定を公表しています。

- ・ 令和 2 年 10 月 30 日 厚生労働省老健局高齢者支援課通知（介護保険最新情報 Vol. 886）『令和 3 年 4 月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び価格の上限公表について』（掲載略）にて、全国平均貸与価格及び価格の上限について、今まで 1 年に 1 度の見直しが行われていましたが、令和 3 年 4 月貸与分からは、適用する価格を見直した上で、**3 年に 1 度**の頻度で見直しを行うことになりました。
- ・ 新商品については、これまでと同様、**3 月に 1 度**の頻度で実施し、公表されますので、ご確認をお願いいたします。

全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省または公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載されています。また、令和 3 年 4 月及び 7 月貸与分から適用する全国平均貸与価格及び貸与価格の上限におかれましても、令和 2 年 11 月及び令和 3 年 2 月にホームページにて公表されておりますので、併せてご確認をお願い致します。

なお、平成 30 年 10 月の貸与分以降、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定されないもので、御留意ください。

○参考

- ・ 厚生労働省ホームページ（福祉用具⇒重要なお知らせ）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>
- ・ 公益財団法人テクノエイド協会ホームページ
<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

（根拠法令） H30 老高発 0322、H12 厚告 19、H30 厚労告 80

②機能や価格帯の異なる複数商品の提示等

貸与価格の見直しと併せて、利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、平成 30 年の制度改正で福祉用具専門相談員に対して、下記の事項が義務付けられました。

- ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、**当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること**（平成 30 年 10 月～）。

- ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること（平成 30 年 4 月～）。
- ・ 福祉用具貸与計画書を介護支援専門員にも交付すること（平成 30 年 4 月～）。

これを受け、一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会より「当該商品の全国平均貸与価格の説明」「機能や価格帯の異なる複数商品の提示」の手法例として、『「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」作成ガイドライン』及び「ふくせん福祉用具サービス計画書」がホームページに掲載されていますので、併せて御参考ください。

○参考

- ・ ふくせん版「福祉用具サービス計画書」及び「平成 30 年版ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）作成ガイドライン」（厚生労働省 平成 29 年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門の適切な貸与に関する普及啓発事業」）

http://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html

<根拠法令>

H11 老企 25 第 3 の十一の 3

H11 厚令 37

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第 199 条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

二～五 （略）

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

（福祉用具貸与計画の作成）

第 199 条の 2 1～3 （略）

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6 第 1 項から第 4 項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(2) 軽度者への福祉用具貸与

★ 対象サービス…(介護予防)福祉用具貸与

軽度者（要支援1又は要支援2及び要介護1）への福祉用具貸与については、その状態像から見て、使用が想定しにくいことから、認められない種目（9種目）があります。しかし、必要性が認められる対象者については、適切な手続きのより例外給付が受けることができます。実地指導において、いくつかの不適切な事例がありましたので、ご確認の上、適切な取り扱いをお願いします。

<不適切事例>

- ・ 居宅介護支援事業所等が適切な手続きにより福祉用具を位置付けているのか、確認がとれない。
- ・ 福祉用具貸与事業者が居宅介護支援事業者から、必要な書類を入手していない。

①例外給付対象種目について

対象については、以下の9種目となります

介護度 \ 品目	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
①車いす	★	★	★	○	○	○	○
②車いす付属品	★	★	★	○	○	○	○
③特殊寝台	★	★	★	○	○	○	○
④特殊寝台付属品	★	★	★	○	○	○	○
⑤床ずれ防止用具	★	★	★	○	○	○	○
⑥体位変換器	★	★	★	○	○	○	○
⑦認知症老人徘徊感知機器	★	★	★	○	○	○	○
⑧移動用リフト(つり具部分を除く)	★	★	★	○	○	○	○
⑨自動排泄処理装置	★	★	★	★	★	○	○

★…手続きが必要 ○…給付対象

②例外給付の判断基準

軽度者への例外給付にあたっては表1を活用し、以下の3つの判断のうち、いずれか該当することにより、算定が認められます。

ア 基本調査結果による判断基準

認定調査票の基本調査の直近の結果により、「厚生労働大臣が定める者」に該当する。

イ 基本調査の確認項目がない場合の判断基準

表1のアの(二)及びオの(三)に移動する者のうち、主治の医師からの情報及びサービス担当者会議開催を得て、貸与が適正と認められる。

ウ 市町村による判断基準

次の i から iii までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合

- i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)
- ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

③ (介護予防) 福祉用具貸与事業者の責務

居宅介護支援事業者から、**例外給付と判断した書類** (認定調査票の必要な部分、サービス担当者会議の記録、区役所に提出した書類等) の写しを入手してください。

表 1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」 基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3-8～4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8 「3. できない」 基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」 基本調査 2-1 「4. 全介助」

8 特定施設入居者生活介護

実地指導等において、指導等があった主な項目は下記のとおりです。要件を確認の上、適切な算定をお願いします。

(1) 退院・退所時連携加算

★対象サービス…特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

平成 30 年度の報酬改定にて、病院等を退院した者を特定施設が受け入れる場合に、医療提供施設との連携等を評価する加算が創設されました。実地指導等において、**連携及びその後の記録が不十分**である事例が多く見受けられます。今一度要件を確認頂き、適切な実施に努めてください。なお、医療提供施設との連携方法において、**電話による情報提供は加算の要件を満たしません**のでご注意ください。

<不適切事例>

- ・医療提供施設から必要な情報を受けていない。
- ・医療提供施設と連携を行ったことの記録が確認できない。

<Q & A>平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) より

○具体的な連携方法について

問 69) 退院・退所時の医療提供施設と特定施設との連携は、具体的にどのようなものを指すのか。

答 69) 医療提供施設と特定施設との退院・退所時の連携については、面談によるほか、文書 (FAX も含む。) 又は電子メールにより当該利用者に関する必要な情報の提供を受けることとする。

○具体的な記録について

問 70) 退院・退所時の連携の記録はどのような事項が必要か。

答 70) 退院・退所時の医療提供施設と特定施設との連携の記録については、特に指定しないが、「居宅介護支援費の退院・退所加算に係る様式例の提示について (平成 21 年老振発第 0313001 号 (最終改正:平成 24 年老振発第 0330 第 1 号))」にて示している「退院・退所に係る様式例」を参考にされたい。

(参考) 根拠法令等

H12 老企 40 第 2 の 4

(13) 退院・退所時連携加算について

- ① 当該利用者の退院又は退所に当たって、当該医療提供施設の職員と面談等を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、特定施設サービス計画を作成し、特定施設サービスの利用に関する調整を行った場合には、入居日から 30 日間に限って、1 日につき 30 単位を加算すること。
- ② 当該特定施設における過去の入居及び短期利用特定施設入居者生活介護の関係
退院・退所時連携加算は、当該入居者が過去 3 月間の間に、当該特定施設に入居したことがない場合に限り算定できることとする。
当該特定施設の短期利用特定施設入居者生活介護を利用していた者が日を空けることなく当該特定施設に入居した場合については、退院・退所時連携加算は入居直前の短期利用特定施設入居者生活介護の利用日数を 30 日から控除して得た日数に限り算定できることとする。
- ③ 30 日を超える医療提供施設への入院・入所後に再入居した場合は、退院・退所時連携加算が算定できることとする。

(2) 医療機関連携加算

★対象サービス… (介護予防) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

従前から設けられている加算ですが、実地指導等において依然として指導を行う事例がありますので、今一度要件を確認頂き、適切な実施に努めてください。

<不適切事例>

- ・あらかじめ協力医療機関等と提供する情報の内容が定められていない。
- ・協力医療機関等に情報を提供した場合において、協力医療機関の医師又は利用者の主治医から、受領の確認を得ていない。

(参考) 根拠法令等

H12 厚告 19 別表 10

注 10 イについて、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（指定居宅サービス基準第 191 条第 1 項に規定する協力医療機関をいう。）又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に 1 回以上情報を提供した場合は、医療機関連携加算とし、1 月につき 80 単位を所定単位数に加算する。

H12 老企 40 第 2 の 4 (10)

(10) 医療機関連携加算について

- ①本加算は、協力医療機関又は利用者の主治医（以下この号において「協力医療機関等」という。）に情報を提供した日（以下この号において「情報提供日」という。）前 30 日以内において、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を算定した日が 14 日未満である場合には、算定できないものとする。
- ②協力医療機関等には、歯科医師を含むものとする。
- ③当該加算を算定するに当たっては、**あらかじめ、指定特定施設入居者生活介護事業者と協力医療機関等で、情報提供の期間及び利用者の健康の状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容についても定めておくこと。**なお、必要に応じてこれら以外の情報を提供することを妨げるものではない。
- ④看護職員は、前回の情報提供日から次回の情報提供日までの間において、居宅サービス基準第 186 条に基づき、利用者ごとに健康の状況について随時記録すること。
- ⑤協力医療機関等への情報提供は、面談によるほか、文書（FAX を含む。）又は電子メールにより行うことも可能とするが、協力医療機関等に情報を提供した場合においては、協力医療機関の医師又は利用者の主治医から、署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得ること。この場合において、複数の利用者の情報を同時に提供した場合には、一括して受領の確認を得ても差し支えない。

9 短期入所生活介護

(1) 長期利用者に対する減算

★ 対象サービス…短期入所生活介護

短期入所生活介護の基本サービス費は、初期加算相当分を評価したものであるため、居宅に戻ることなく自費利用を挟み連続して30日を超えて同一事業所を利用する場合には、減算となります。

例) 令和3年1月14日入所～令和3年2月12日：通常通り介護報酬算定

令和3年2月13日：減算して自費利用

令和3年2月14日～令和3年3月15日退所：減算して介護報酬算定

※30日間短期入所生活介護を利用し退所後、**2泊3日以上自宅で過ごし**、再度入所し短期入所生活介護を利用する場合には、**減算となりません**。

(参考) 根拠法令等

H12 老企 40 第二 2

(19) 長期利用者に対する減額について

短期入所生活介護の基本サービス費については、施設入所に比べ入退所が頻繁であり、利用者の状態が安定していないことなどから、特別養護老人ホームへ入所した当初に施設での生活に慣れるための様々な支援を評価する初期加算相当分を評価している。こうしたことから、居宅に戻ることなく、自費利用を挟み**同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算**を行う。なお、同一事業所を長期間利用していることについては、居宅サービス計画において確認することとなる。

<Q&A>

問1 同一の短期入所生活介護事業所を30日利用し、1日だけ自宅や自費で過ごし、再度同一の短期入所生活介護事業所を利用した場合は減算の対象から外れるのか。

答1 短期入所生活介護の利用に伴う報酬請求が連続している場合は、連続して入所しているものと扱われるため、1日だけ自宅や自費で過ごした場合には、報酬請求が30日を超えた日以降、減算の対象となる。

問2 保険者がやむを得ない理由（在宅生活継続は困難で特別養護老人ホームの入所申請をしているが空きがない等）があると判断し、短期入所生活介護の継続をしている場合も減算の対象となるか。

答2 短期入所生活介護の基本報酬は、施設入所に比べ入退所が頻繁であり、利用者の状態が安定していないことなどから、特別養護老人ホームの基本報酬より高い設定となっているため、長期間の利用者については、**理由の如何を問わず減算の対象**となる。

問3 連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所した場合は減算の対象となるが、特別養護老人ホームと併設の短期入所生活介護事業所から特別養護老人ホームの空床利用である短期入所生活介護事業所へ変わる場合は減算対象となるか。

答3 実質的に一体として運営していると考えられるので、同一事業所の利用とみなし、減算の対象とする。

なお、本減算における**起算日**は、下記の厚生労働省告示における起算日とは**異なる場合があります**のでご注意ください。

また、要支援から要介護へ認定結果が変更された場合や、保険者が変更された場合等であっても、自費利用日は変わりません。

例) 令和3年1月4日～令和3年2月1日：Aショートを利用。

令和3年2月1日～令和3年3月31日：Bショートを利用。

↓ (この場合の算定は下記のとおり)。

令和3年2月2日及び3月5日：自費利用。

令和3年3月3日～令和3年3月31日 (3月5日を除く)：減算して介護報酬算定。

(参考) 根拠法令等

H12厚告19 別表8 注17

利用者が連続して30日を超えて指定(介護予防)短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定(介護予防)短期入所生活介護については、(介護予防)短期入所生活介護費は、算定しない。